

Harmony – news & topics 2010.10

URL: <http://www.kadota-office.com/>
mail: info@kadota-office.com
tel: 022-271-6751 fax: 022-271-6758



今月の写真：八甲田山にて
photo by 登山者（投稿）

2010年度の最低賃金が決定 全国平均 730 円に
～宮城県は 10/24 から 674 円となります～

◆全国平均 17 円の引上げ
厚生労働省の中央最低賃金審議会では、2010 年度の地域別最低賃金（時間額）の引上げの目安を全国平均で 15 円にすると答申していました（現在の 713 円から 728 円へ引上げ）。その後、各地方最低賃金審議会による調査・審議が行われ、9 月 9 日までにすべての地方最低賃金審議会が答申があり、引上げの目安は全国平均で 17 円となり、最終的な全国加重平均額は 730 円となりました。答申された最低賃金額は、今後、都道府県労働局において、関係労使からの異議申出に関する手続きを経たうえで正式に決定され、10 月から発効の予定です。

たとえば・・・

- 1ヶ月の月給に置き換えてみると・・・
 $674 \text{円} \times 8 \text{時間} \times 21 \text{日} = 113,232 \text{円}$
11万円では不足です!
- 深夜時間帯の最低賃金は・・・
 $674 \text{円} \times 1.25 \text{ (割増率)} = 842.5 \text{円}$
～最低賃金に違反した使用者には罰金が科せられます～

◆「最低賃金」とは？
最低賃金は、使用者が労働者に支払わなければならない賃金額の最下限値です。中央最低賃金審議会が定めた目安を基に 47 都道府県ごとに定められます。政府は、2020 年までの目標として「できる限り早期に全国最低 800 円を確保」と合意しています。今回も大幅な引上げについて議論されましたが、使用者側は最後まで慎重な姿勢を崩しませんでした。政府目標は「2020 年度までの平均で、名目 3%、実質 2%を上回る経済成長」が前提となっており、中小企業の生産性向上の取組みや、中小企業に対する支援などが課題となっています。

完全失業率が 2 カ月連続で改善 5.1%に (10/1)

総務省が 8 月の完全失業率を発表し、**5.1%**（前月比 0.1 ポイント低下）と **2 カ月連続で改善**したことがわかりました。厚生労働省が発表した同月の有効求人倍率は **0.54 倍**（同 0.01 ポイント増）で、4 カ月連続で改善しています。まだまだ低い数字ですが、良い方向の数字は、気持ちが前向きになりますね。

今月の写真 ～Kadota-office staffs が贈る季節の風景

今回は、お付き合いで始めたはずの「登山」がすっかり趣味となっているという「登山者」さんから、秋の八甲田山の写真を戴きました。もうこんなに紅葉が進んでいるんですね、思わず深呼吸をしたくなるような素敵な写真をありがとうございました！また景色のお土産まっています(笑)!

先日、(株)ユーキャンと(株)アイシェアが行った「女性の結婚・出産後の仕事に関する意識調査」(男性 2,217 名、女性 1,243 名が対象・インターネット上)の結果が発表されました。結婚・出産後も働きたいと考えている女性は全体の 46.1%との結果となり、その理由は「社会とのかかわりを持ち続けたい」というものがトップでした。男性の 63%も女性の就労を希望していますが、その約 42%が「自分の収入だけでは厳しい」というもの。意識のギャップがみてとれます。ちなみに女性に対して「再就職のために欲しい資格」第 3 位に社会保険労務士が登場！ちょっと嬉しくなりました。

労働局に「新卒応援ハローワーク」を設置

今春卒業の新卒者の就職環境は厳しく、就職が決まらないまま卒業した学生・生徒の皆様が 1 日でも早く就職を実現できるよう、就職支援を更に充実させる必要があります。また、来春卒業の新卒者についても引き続き厳しい状況が予想されることから、早期に内定が得られるよう強力に就職支援に取り組んでいく必要があります。厚生労働省はこうした状況に対応するため、来春卒業予定の大学生と卒業後 3 年以内既卒者を対象とした「新卒応援ハローワーク」を全国の都道府県労働局に設置しました。

〔関連〕新卒者に対する就職支援の強化について
<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=155841>

また、新たな奨励金の取扱いも開始しています。

※3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金※

卒業後 3 年以内の既卒者も対象とする新卒求人を提出し、既卒者を正規雇用する事業主に対し、ハローワークにおいて「3 年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」を支給します。
【正規雇用から 6 か月経過後に 100 万円支給】

※3年以内既卒者トライアル雇用奨励金※

卒業後 3 年以内の既卒者を正規雇用へ向けて育成するため、有期で雇用し、その後正規雇用へ移行させる事業主に対し、ハローワークにおいて「3 年以内既卒者トライアル雇用奨励金」を支給します。
【有期雇用（原則 3 か月）1 人月 10 万円、正規雇用移行から 3 か月後に 50 万円支給】
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/c-top.html>

★トピックス★

「宙に浮いた年金記録」1,197 万人の記録を統合 (10/6)

日本年金機構は「宙に浮いた年金記録」約 5,095 万件のうち、1,504 万件（今年 9 月時点。人数ベースでは 1,197 万人）を基礎年金番号に統合したと発表しました。同機構が人数の集計を行ったのは初めてのことで、件数と人数の差「307 万件」は一人が重複している件数が 2 件以上あるということです。私が手続きをした経験の中で最も多く番号をお持ちの方は 7 件でした。私たちが手続業務を行っていますと、今なお、特別便・定期便の確認を行っていない方が少なからずおいでです。皆様のまわりにそういった方がいらっしゃいましたら、手続を行うようご助言ください。「年金記録」…これは一人ひとりの「財産」なのですから。（門田）

Harmony – news & topics 2010.10

#発行: 2010 年 10 月 10 日 #編集・構成: 合同会社 Harmony

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-11 伊藤ビル 1F

◎ TEL: 022-271-6751 ⑤ FAX: 022-271-6758

🌐 URL : <http://www.kadota-office.com/>

✉ mail : info@kadota-office.com

📖 修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

📖 陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

📖 スタッフ日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-office/>